

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年4月12日
【計算期間】	第25期（自 2023年1月14日 至 2024年1月15日）
【ファンド名】	しんきんインデックスファンド２２５
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 花岡 隆司
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目８番１号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【連絡場所】	東京都中央区京橋三丁目８番１号
【電話番号】	03－5524－8161
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価(日経225)に連動する投資成果の獲得を目指します。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1) 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	
		その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を編み掛け表示しています。

2) 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回		日経225
一般			
大型株	年2回	グローバル	
中小型株	年4回	日本	
債券	年6回	北米	
一般	(隔月)	欧州	
公債	年12回	アジア	TOPIX
社債	(毎月)	オセアニア	
その他債券	日々	中南米	
クレジット属性 ()	その他	アフリカ	
不動産投信	()	中近東	
その他資産 ()		(中東)	その他
資産複合 ()		エマージング	()
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国内」…目論見書または投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- 「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

<属性区分の定義>

- 「株式 一般」…目論見書等において、主として株式に投資する旨の記載があって、大型株および中小型株の区分に当てはまらないもの
- 「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- 「日本」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「日経225」…目論見書等において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

※当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ https://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。

③ ファンドの特色

日経平均株価（日経 225）の動きに連動する運用を目指すファンドです。

例えば、日経平均株価（日経 225）が 5 % 上昇した場合には、基準価額がおおむね 5 % 上昇し、日経平均株価（日経 225）が 5 % 下落した場合には、基準価額がおおむね 5 % 下落するような運用成果を目指します。

※しんきんインデックスファンド 225 は日経平均株価（日経 225）に連動するように運用指図が行われますが、必ずしも完全に連動する運用成果を保証するものではありません。

特色 1 日経平均株価（日経 225）という知名度の高い指標に連動することを目指すため、値動きが分かりやすいファンドです。

日経平均株価（日経 225）は、日本の株式市場の値動きを表す代表的な指標として、テレビや新聞など身の回りのさまざまな媒体で情報が提供されています。そのため、ファンドの値動きを比較的容易に理解することができます。

特色 2 購入時の手数料、換金時の信託財産留保額が掛からないファンドです。

日経平均株価（日経 225）とは…

- 東京証券取引所上場株式のうち代表的な 225 銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、発表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたものであり、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{日経平均株価} = \\ \text{採用 225 銘柄の株価合計} \div \text{除数} \end{array} \right]$$

- 採用銘柄中に市況変動によらない価格変動があった場合や採用銘柄の入れ替えがあった場合には、原則として除数を修正します。このような市況変動以外の事象が発生した場合に、除数を修正することにより指数に連続性を持たせています。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 日経平均株価（日経 225）の特徴

日経平均株価とTOPIXの比較

	日経平均株価（日経 225）	TOPIX（東証株価指数）
銘柄数	225 銘柄 [※]	約 2,200 銘柄
対象	東京証券取引所上場株式のうち 代表的な銘柄	東京証券取引所上場株式
特徴	時価総額を考慮しないことから、株価の高い 銘柄の影響が強くなる傾向にあります。 （株価平均型）	時価総額を基に算出されるため、時価総額の 大きな銘柄の影響が強くなる傾向にあります。 （浮動株調整時価総額加重型）

出所：（株）日本経済新聞社、（株）JPX 総研またはその関連会社の資料によりしんきんアセットマネジメント投信（株）作成
 ※通常は 225 銘柄が採用されていますが、銘柄入替時などには 225 銘柄とならない場合があります。

日経平均株価（日経 225）の推移（1974 年 1 月末～ 2024 年 1 月末）



出所：ブルームバーグよりデータ取得し、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※グラフ・データは終値ベースです。

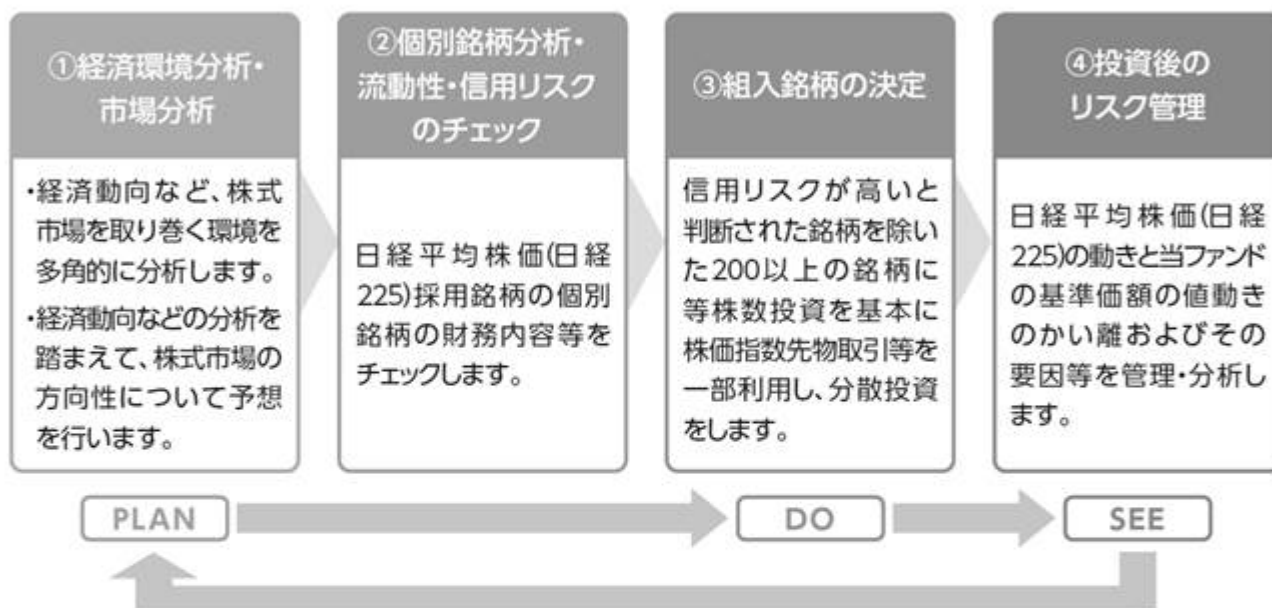
※日経平均株価（日経 225）の推移はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

■ 投資戦略

- 日経平均株価（日経225）採用銘柄225銘柄のうち、200銘柄以上に等株数投資を行います。
- 株価指数先物取引等の派生商品の活用により、取引コストや価格変動リスクを低減させるとともに、株式（現物）と株価指数先物取引を合計した実質組入比率を高位に保ち、日経平均株価（日経225）との連動性の向上を図ります。

投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきんインデックスファンド225は、日経平均株価（日経225）をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

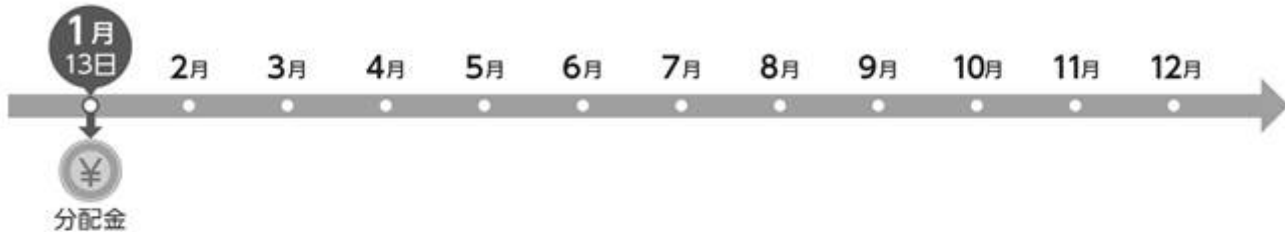
①「日経平均株価（日経平均）」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。②「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。③当ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引等に関して一切の責任を負いません。④株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。⑤株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

■ 収益分配について

年1回の決算時（1月13日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

収益分配金のお支払いのイメージ



※自動けいぞく投資コースおよび確定拠出年金コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。
※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益の範囲内とします。
- 分配金額は、原則として配当等収益を中心として委託会社が決定します。
ただし、収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ ファンドの仕組み



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

④ 信託金の限度額

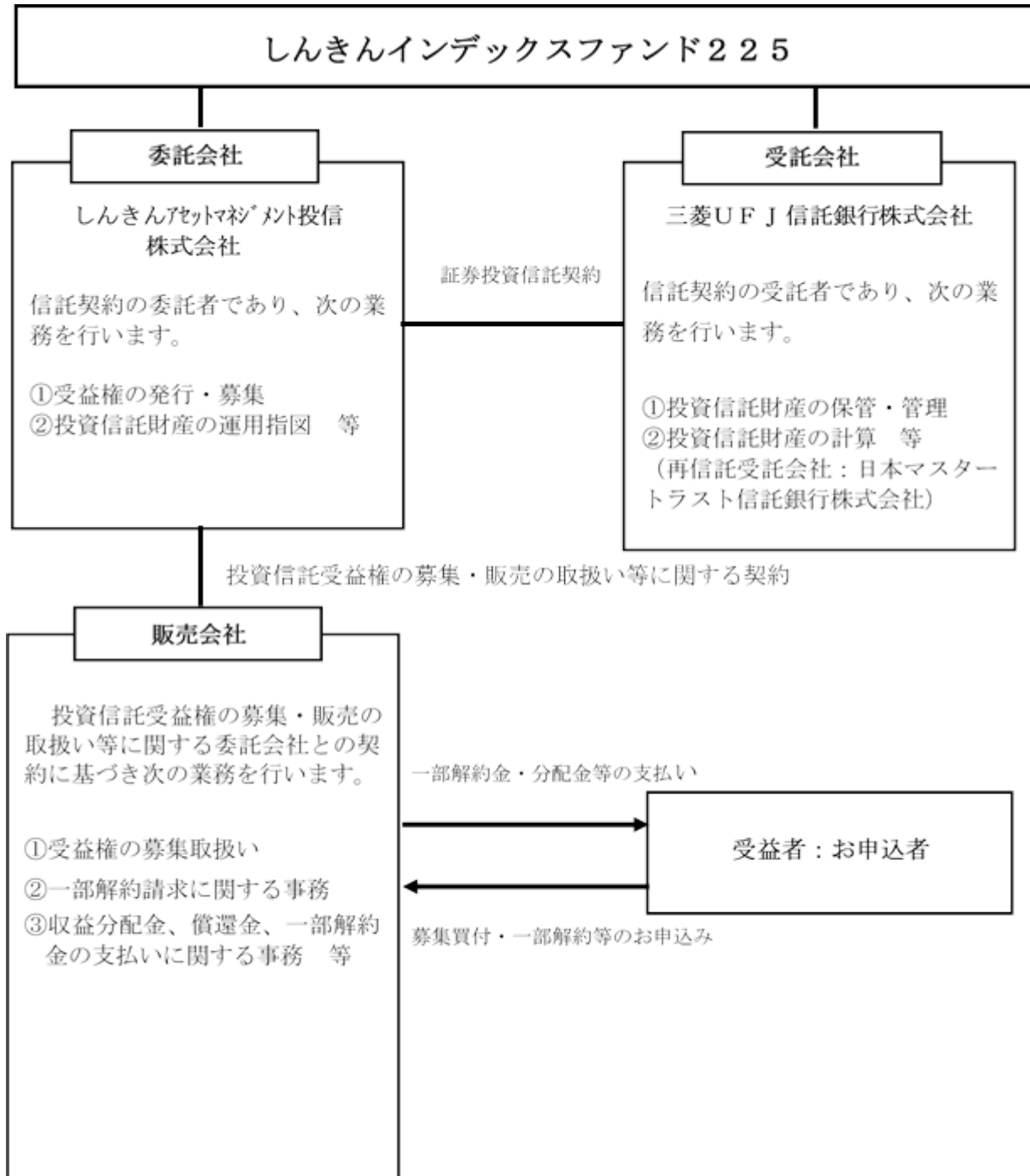
- ・3,000億円を限度額として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

1999年1月14日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



＜委託会社の概況＞（本書提出日現在）

① 名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

② 本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

③ 資本金の額

200百万円

④ 会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年3月	投資顧問業の登録
1992年3月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年9月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年8月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

⑤ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用の基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に日経平均株価に連動する投資成果の獲得を目指します。

② 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価に採用された225銘柄を主要投資対象とします。

③ 投資態度

投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- 1) 原則として日経平均株価採用銘柄のうち、200銘柄以上に等株数投資を行います。
- 2) 株式の組入比率は高位を保ちます。
- 3) 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 4) 資金動向および市況動向等に急激な変化が生じたときおよびやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

また、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡し取引を行うことができます。

（２）【投資対象】

① 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- １） 株券または新株引受権証書
- ２） 国債証券
- ３） 地方債証券
- ４） 特別の法律により法人の発行する債券
- ５） 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６） 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７） コマーシャル・ペーパー
- ８） 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- ９） 投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、外国投資信託を除きます。）
- 10） 投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
- 11） オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 12） 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるもので、本邦通貨建のものとします。）
- 13） 貸付債権信託受益権（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）
- 14） 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- 15） 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１）の証券または証書、12）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、９）および10）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

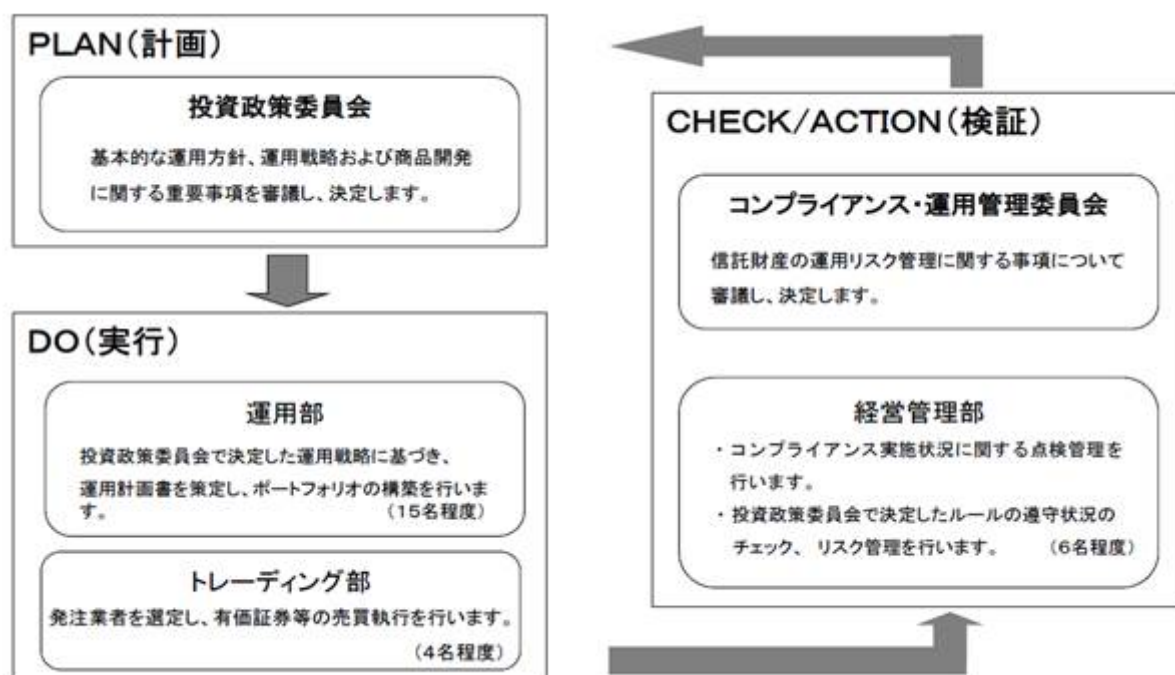
② 委託会社は、信託金を、上記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- １） 預金
- ２） 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３） コール・ローン
- ４） 手形割引市場において売買される手形

③ 上記①の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変化等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記②の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



《投資決定プロセス》

- ① 信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。
- ② 投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益の分配は年１回の決算時（１月13日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益の範囲内とします。
- ② 分配金額は、原則として配当等収益を中心として委託会社が決定します。ただし、収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

しんきんインデックスファンド２２５の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。かかる制限、限度は次のとおりです。

- ① 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、我が国の金融商品取引所に上場されている株式とします。ただし、株主割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

② 株式への投資制限

株式への投資には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧ 信用取引の指図範囲

1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができます。

2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

- a. 投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券若しくは証書により取得する株券
- b. 株式分割により取得する株券
- c. 有償増資により取得する株券
- d. 売出しにより取得する株券

⑨ 先物取引等の範囲

1) 委託会社は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券の利払金および償還金等を加えた

額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等ならびに「2 投資方針」「(2)投資対象」②の1)から4)に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、我が国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに「2 投資方針」「(2)投資対象」②の1)から4)に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券および組入抵当証券に係る利払金および償還金等、ならびに「2 投資方針」「(2)投資対象」②の1)から4)に掲げる金融商品に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩ スワップ取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引の範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

⑬ デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭ 有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。

c. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。

3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

⑯ 法令に基づく投資制限

・同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

・デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

「しんきんインデックスファンド225」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

（1）基準価額の変動要因

① 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２） その他の留意点

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ③ 当ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、当ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

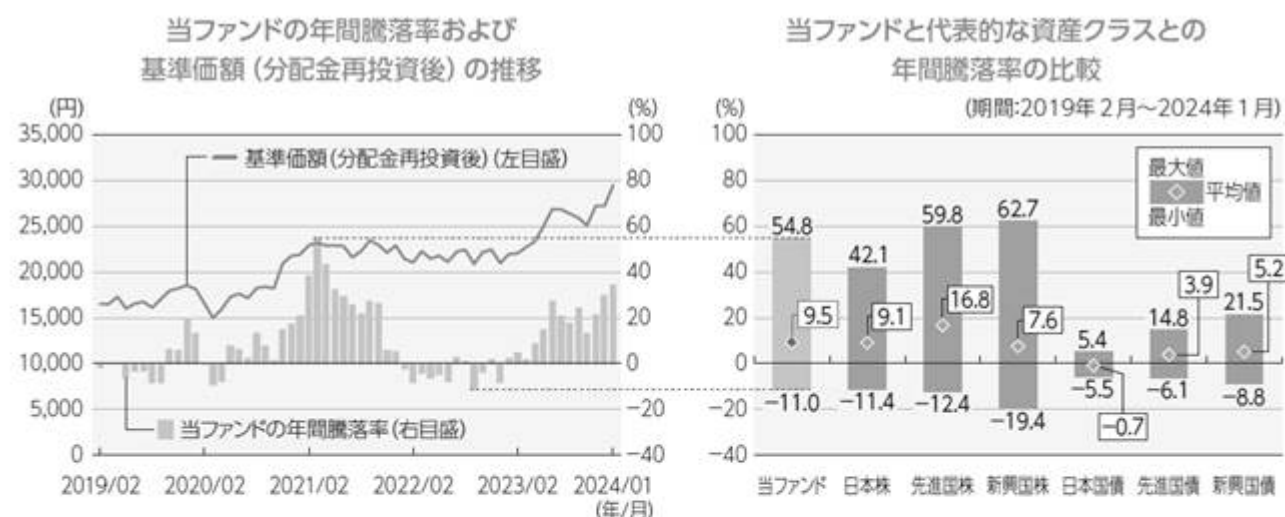
（３） リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報



※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額（分配金再投資後）の推移を表示したものです。

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信（株）が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。	株式会社JPX総研 又は株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、 <u>年率0.88%（税抜0.80%）</u>	
	1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)	
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。	
	※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。	
	支払先	配分(税抜)および役務の内容
	委託会社	純資産総額に対して、 年率0.25% ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
	販売会社	純資産総額に対して、 年率0.45% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
	受託会社	純資産総額に対して、 年率0.10% 運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（注）「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし資金の借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。
- ② 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および投資信託財産に係る監査費用ならびに当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
- ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は、投資信託財産から支払われます。
- ④ 投資信託財産に係る監査費用は毎計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0077%（税抜0.007%）を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。
- ⑤ 「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にN I S A（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、N I S Aの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

② 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

③ 個人、法人別の課税上の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに 換金時および償還時の 差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-------------------------------------	--

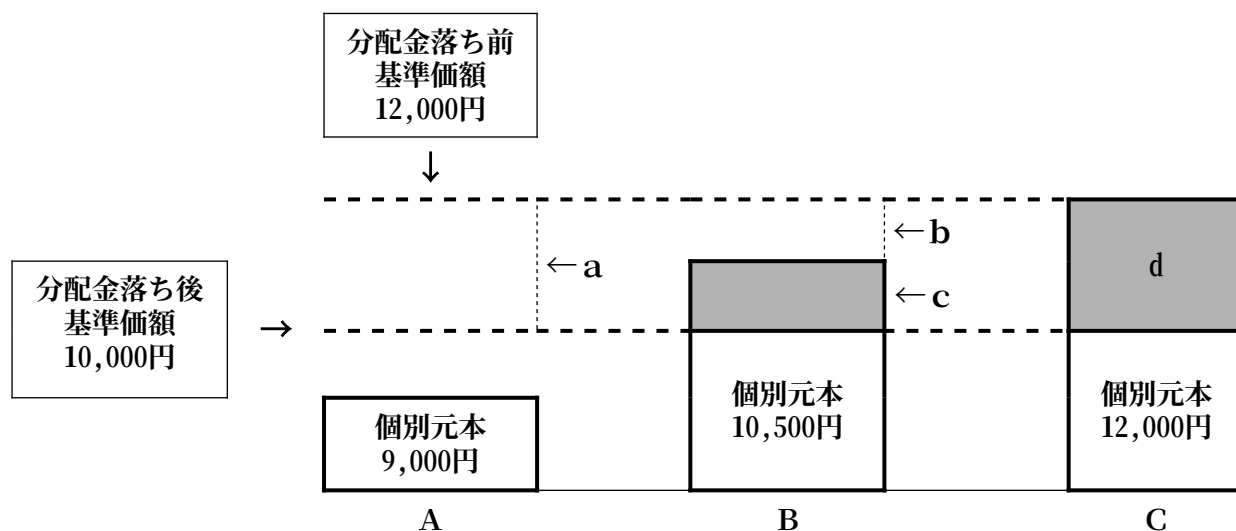
※確定拠出年金コースの場合、確定拠出年金制度に係る税制が適用されます。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞

分配金支払い前の基準価額が1万口当たり12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円)－「元本払戻金（特別分配金）」(500円)＝10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円)－「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円)＝10,000円となります。

※取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

5【運用状況】

以下は2024年1月31日現在の運用状況です。
※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。
※投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	53,393,612,440	97.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,421,834,838	2.59
合計(純資産総額)		54,815,447,278	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	1,418,430,000	2.59

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	147,000	39,441.42	5,797,890,000	39,740.00	5,841,780,000	10.66
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	147,000	26,394.79	3,880,035,000	27,865.00	4,096,155,000	7.47
3	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	392,000	5,183.79	2,032,048,000	5,823.00	2,282,616,000	4.16
4	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	294,000	6,442.06	1,893,966,000	6,460.00	1,899,240,000	3.46
5	日本	株式	KDDI	情報・通信業	294,000	4,983.93	1,465,278,000	4,897.00	1,439,718,000	2.63
6	日本	株式	信越化学工業	化学	245,000	5,926.87	1,452,085,000	5,875.00	1,439,375,000	2.63
7	日本	株式	ダイキン工業	機械	49,000	24,354.38	1,193,365,000	23,885.00	1,170,365,000	2.14
8	日本	株式	TDK	電気機器	147,000	7,192.61	1,057,314,000	7,442.00	1,093,974,000	2.00
9	日本	株式	ファナック	電気機器	245,000	4,415.91	1,081,900,000	4,117.00	1,008,665,000	1.84
10	日本	株式	テルモ	精密機器	196,000	5,062.93	992,336,000	5,031.00	986,076,000	1.80
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	147,000	6,258.16	919,950,000	5,927.00	871,269,000	1.59
12	日本	株式	京セラ	電気機器	392,000	2,221.76	870,932,000	2,182.50	855,540,000	1.56
13	日本	株式	中外製薬	医薬品	147,000	5,897.77	866,973,000	5,347.00	786,009,000	1.43
14	日本	株式	レーザーテック	電気機器	19,600	35,541.63	696,616,000	39,780.00	779,688,000	1.42
15	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	245,000	2,871.04	703,405,000	3,000.00	735,000,000	1.34
16	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	49,000	14,508.97	710,940,000	14,695.00	720,055,000	1.31

17	日本	株式	第一三共	医薬品	147,000	4,506.53	662,460,000	4,423.00	650,181,000	1.19
18	日本	株式	日東電工	化学	49,000	11,344.89	555,900,000	12,310.00	603,190,000	1.10
19	日本	株式	セコム	サービス業	49,000	11,209.89	549,285,000	10,720.00	525,280,000	0.96
20	日本	株式	NTTデータグループ	情報・通信業	245,000	2,197.03	538,272,500	2,140.50	524,422,500	0.96
21	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	294,000	1,565.52	460,263,000	1,675.50	492,597,000	0.90
22	日本	株式	豊田通商	卸売業	49,000	9,672.65	473,960,000	9,786.00	479,514,000	0.87
23	日本	株式	パンダイナムコホールディングス	その他製品	147,000	3,059.18	449,700,000	3,215.00	472,605,000	0.86
24	日本	株式	HOYA	精密機器	24,500	18,077.95	442,910,000	18,945.00	464,152,500	0.85
25	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	49,000	9,227.26	452,136,000	9,410.00	461,090,000	0.84
26	日本	株式	デンソー	輸送用機器	196,000	2,268.67	444,660,000	2,341.00	458,836,000	0.84
27	日本	株式	キッコーマン	食料品	49,000	9,534.42	467,187,000	9,141.00	447,909,000	0.82
28	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	49,000	8,656.79	424,183,000	9,126.00	447,174,000	0.82
29	日本	株式	オリンパス	精密機器	196,000	2,254.01	441,786,000	2,200.00	431,200,000	0.79
30	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	245,000	1,753.86	429,697,500	1,725.00	422,625,000	0.77

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
----	-------	----	---------

株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.07
		建設業	1.61
		食料品	3.32
		繊維製品	0.09
		パルプ・紙	0.06
		化学	6.63
		医薬品	5.81
		石油・石炭製品	0.20
		ゴム製品	0.73
		ガラス・土石製品	0.69
		鉄鋼	0.08
		非鉄金属	0.65
		金属製品	0.02
		機械	4.73
		電気機器	26.47
		輸送用機器	4.57
		精密機器	3.65
		その他製品	2.27
		電気・ガス業	0.16
		陸運業	1.23
		海運業	0.47
		空運業	0.28
		倉庫・運輸関連業	0.20
		情報・通信業	9.67
		卸売業	3.27
		小売業	12.54
		銀行業	0.66
		証券、商品先物取引業	0.16
		保険業	0.90
		その他金融業	0.80
		不動産業	1.13
		サービス業	4.19
合計		97.41	

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	39	日本円	1,395,038,700	1,418,430,000	2.59

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16計算期間末（2015年 1月13日）	47,827,359,385	48,229,980,343	11,879	11,979
第17計算期間末（2016年 1月13日）	51,402,859,099	51,485,829,680	12,391	12,411
第18計算期間末（2017年 1月13日）	44,879,109,270	45,480,244,554	13,438	13,618
第19計算期間末（2018年 1月15日）	39,866,981,601	40,204,477,431	16,538	16,678
第20計算期間末（2019年 1月15日）	54,800,748,825	54,800,748,825	14,499	14,499
第21計算期間末（2020年 1月14日）	41,970,041,292	42,439,579,828	16,983	17,173
第22計算期間末（2021年 1月13日）	38,925,829,475	39,292,572,898	20,166	20,356
第23計算期間末（2022年 1月13日）	51,937,958,529	51,937,958,529	20,250	20,250
第24計算期間末（2023年 1月13日）	66,461,725,547	66,461,725,547	18,768	18,768
第25計算期間末（2024年 1月15日）	51,389,251,183	51,746,006,393	25,928	26,108
2023年 1月末日	64,353,481,896	—	19,629	—
2月末日	61,969,845,939	—	19,710	—
3月末日	59,581,540,845	—	20,312	—
4月末日	55,290,447,888	—	20,886	—
5月末日	48,644,509,151	—	22,347	—
6月末日	52,369,910,100	—	24,031	—
7月末日	55,289,810,690	—	24,000	—
8月末日	57,053,488,239	—	23,594	—
9月末日	59,143,847,058	—	23,186	—
10月末日	63,294,646,927	—	22,443	—
11月末日	53,189,267,526	—	24,337	—
12月末日	51,719,359,246	—	24,334	—
2024年 1月末日	54,815,447,278	—	26,194	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第16期	2014年 1月15日～2015年 1月13日	100
第17期	2015年 1月14日～2016年 1月13日	20
第18期	2016年 1月14日～2017年 1月13日	180
第19期	2017年 1月14日～2018年 1月15日	140
第20期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	0
第21期	2019年 1月16日～2020年 1月14日	190
第22期	2020年 1月15日～2021年 1月13日	190
第23期	2021年 1月14日～2022年 1月13日	0
第24期	2022年 1月14日～2023年 1月13日	0

第25期	2023年 1月14日～2024年 1月15日	180
------	-------------------------	-----

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第16期	2014年 1月15日～2015年 1月13日	11.58
第17期	2015年 1月14日～2016年 1月13日	4.48
第18期	2016年 1月14日～2017年 1月13日	9.90
第19期	2017年 1月14日～2018年 1月15日	24.11
第20期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	△12.33
第21期	2019年 1月16日～2020年 1月14日	18.44
第22期	2020年 1月15日～2021年 1月13日	19.86
第23期	2021年 1月14日～2022年 1月13日	0.42
第24期	2022年 1月14日～2023年 1月13日	△7.32
第25期	2023年 1月14日～2024年 1月15日	39.11

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第16期	2014年 1月15日～2015年 1月13日	50,751,205,511	57,113,202,519
第17期	2015年 1月14日～2016年 1月13日	55,937,008,033	54,713,813,316
第18期	2016年 1月14日～2017年 1月13日	23,890,115,116	31,979,001,029
第19期	2017年 1月14日～2018年 1月15日	40,379,632,570	49,669,192,216
第20期	2018年 1月16日～2019年 1月15日	50,861,847,506	37,171,213,792
第21期	2019年 1月16日～2020年 1月14日	30,934,411,646	44,019,335,847
第22期	2020年 1月15日～2021年 1月13日	44,253,994,509	49,664,263,598
第23期	2021年 1月14日～2022年 1月13日	54,595,114,259	48,248,970,853
第24期	2022年 1月14日～2023年 1月13日	53,262,786,713	43,499,315,750
第25期	2023年 1月14日～2024年 1月15日	45,305,385,949	60,897,551,870

（参考情報）運用実績

データは2024年1月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



■ 基準価額・純資産総額

基準価額	26,194円
純資産総額	54,815百万円

■ 分配の推移 (税引前)

決算期	分配金
2024年 1月	180円
2023年 1月	0円
2022年 1月	0円
2021年 1月	190円
2020年 1月	190円
設定来累計	1,530円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

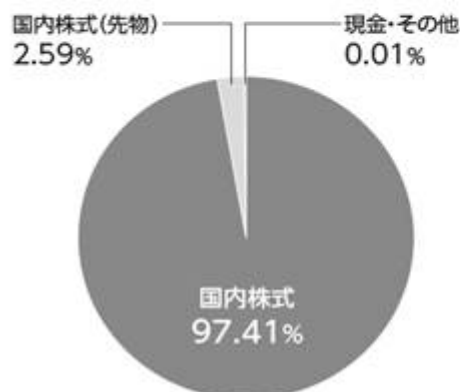
※基準価額 (分配金再投資後) は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄			
	銘柄名	業種	投資比率
1	ファーストリテイリング	小売業	10.66%
2	東京エレクトロン	電気機器	7.47%
3	アドバンテスト	電気機器	4.16%
4	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.46%
5	KDDI	情報・通信業	2.63%
6	信越化学工業	化学	2.63%
7	ダイキン工業	機械	2.14%
8	TDK	電気機器	2.00%
9	ファナック	電気機器	1.84%
10	テルモ	精密機器	1.80%

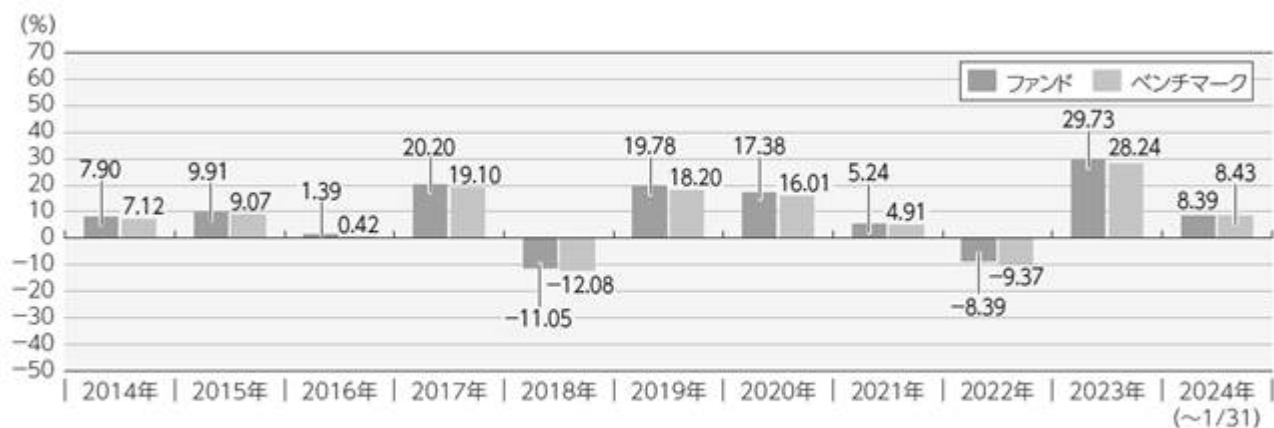
組入上位10業種		
	業種	投資比率
1	電気機器	26.47%
2	小売業	12.54%
3	情報・通信業	9.67%
4	化学	6.63%
5	医薬品	5.81%
6	機械	4.73%
7	輸送用機器	4.57%
8	サービス業	4.19%
9	精密機器	3.65%
10	食料品	3.32%

■ 資産種類別投資比率



※投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄、業種、資産種類の時価の比率です。

年間収益率の推移（期間:2014年～2024年）



※当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- 1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- 2) 当ファンドには、取扱販売会社によって、税引後の収益分配金を無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「一般コース」、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく取得申込者（事業主と資産管理契約を締結した資産管理機関、ないしは国民年金基金連合会）の申込みを対象とした「確定拠出年金コース」があります。
- 3) 取得申込者が「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- 4) 申込単位は、「自動けいぞく投資コース」の場合は販売会社が定める単位、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位、「確定拠出年金コース」の場合は1円以上1円単位です。
- 5) 申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。「自動けいぞく投資コース」および「確定拠出年金コース」の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- 6) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- 7) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することができます。
- 8) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

※ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<https://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- 1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- 2) 各営業日の午後3時までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。

- 3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、「自動けいぞく投資コース」の場合は1口単位をもって、「一般コース」の場合は1万口単位をもって、「確定拠出年金コース」の場合は1口単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。
- 4) 受益者が一部解約の実行を請求するときは、取扱販売会社に対し振替受益権をもって行うものとしします。
- 5) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- 6) 解約価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額としします。
- 7) 課税関係については、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。
- 8) 一部解約金に係る収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- 9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、6)の規定に準じて算定した価額としします。
- 10) 解約代金の支払いは、原則として上記解約請求日から起算して4営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。
- 11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みします。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
- 12) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

2) ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

① 株式

- ・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

② 先物取引

- ・個別法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっています。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「(5)その他」の「1)ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、毎年1月14日から翌年1月13日までを原則とします。
- 2) 上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) ファンドの繰上償還条項

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 上記bから前項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- g. 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記2) d. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することができます。約款の変更を行う際には、委託会社は、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社はこの変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は日本経済新聞に掲載します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- c. 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの約款を変更しようとするときは、上記aからeまでの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

前記1)のaからfの規定に従い信託契約の解約を行う場合、または前記2)の規定に従い約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

5) 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日（原則1月13日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。

6) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金に対する請求権

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 2) 販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
- 3) 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- 4) 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年1月14日から2024年1月15日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきんインデックスファンド225

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年1月13日現在)	当期 (2024年1月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	3,393,417,606	—
コール・ローン	194,499,933	5,271,472,793
株式	63,309,882,610	48,514,799,700
派生商品評価勘定	16,853,900	154,082,700
未収入金	—	4,494,800
未収配当金	104,550,950	76,895,700
差入委託証拠金	147,600,000	186,343,579
流動資産合計	67,166,804,999	54,208,089,272
資産合計	67,166,804,999	54,208,089,272
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,719,500	—
前受金	45,963,000	124,114,400
未払収益分配金	—	356,755,210
未払解約金	390,734,199	2,084,885,898
未払受託者報酬	32,600,884	31,411,339
未払委託者報酬	228,206,129	219,879,319
未払利息	586	15,597
その他未払費用	1,855,154	1,776,326
流動負債合計	705,079,452	2,818,838,089
負債合計	705,079,452	2,818,838,089
純資産の部		
元本等		
元本	※1,※2 35,411,899,822	※1,※2 19,819,733,901
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,049,825,725	31,569,517,282
（分配準備積立金）	552,551,773	6,513,947,604
元本等合計	66,461,725,547	51,389,251,183
純資産合計	66,461,725,547	51,389,251,183
負債純資産合計	67,166,804,999	54,208,089,272

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2022年1月14日 至 2023年1月13日)	当期 (自 2023年1月14日 至 2024年1月15日)
営業収益		
受取配当金	1,284,965,758	1,150,954,030
有価証券売買等損益	△3,208,290,336	18,191,011,905
派生商品取引等損益	△18,861,160	996,897,170
その他収益	33,789	815,406
営業収益合計	△1,942,151,949	20,339,678,511
営業費用		
支払利息	2,254,871	1,915,340
受託者報酬	64,937,586	62,418,927
委託者報酬	454,563,026	436,932,368
その他費用	4,191,862	5,768,237
営業費用合計	525,947,345	507,034,872
営業利益又は営業損失（△）	△2,468,099,294	19,832,643,639
経常利益又は経常損失（△）	△2,468,099,294	19,832,643,639
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,468,099,294	19,832,643,639
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	151,326,398	12,748,189,172
期首剰余金又は期首欠損金（△）	26,289,529,670	31,049,825,725
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,497,671,252	56,943,353,302
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,497,671,252	56,943,353,302
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,117,949,505	63,151,361,002
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,117,949,505	63,151,361,002
分配金	※1 ー	※1 356,755,210
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,049,825,725	31,569,517,282

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は、当期末が休日のため、2023年1月14日から2024年1月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2023年1月13日現在)	当期 (2024年1月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2023年1月13日現在)	当期 (2024年1月15日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 25,648,428,859円 期中追加設定元本額 53,262,786,713円 期中一部解約元本額 43,499,315,750円	期首元本額 35,411,899,822円 期中追加設定元本額 45,305,385,949円 期中一部解約元本額 60,897,551,870円
※2 計算期間末日における受益権の総数	35,411,899,822口	19,819,733,901口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2022年1月14日 至 2023年1月13日)	当期 (自 2023年1月14日 至 2024年1月15日)
※1 分配金の計算過程	※1 分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 356,668,524円	A 費用控除後の配当等収益額 361,655,302円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 6,461,055,782円
C 収益調整金額 54,472,963,706円	C 収益調整金額 31,247,122,004円
D 分配準備積立金額 195,883,249円	D 分配準備積立金額 47,991,730円
E 当ファンドの分配対象収益額 55,025,515,479円	E 当ファンドの分配対象収益額 38,117,824,818円
F 当ファンドの期末残存口数 35,411,899,822口	F 当ファンドの期末残存口数 19,819,733,901口
G 10,000口当たり収益分配対象額 15,538円	G 10,000口当たり収益分配対象額 19,232円

H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	180円
I 収益分配金金額	0円	I 収益分配金金額	356,755,210円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2022年1月14日 至 2023年1月13日)	当期 (自 2023年1月14日 至 2024年1月15日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、日経225先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2023年1月13日現在)	当期 (2024年1月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (2023年1月13日現在)	当期 (2024年1月15日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△3,217,908,097円	8,342,260,065円
合計	△3,217,908,097円	8,342,260,065円

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（株式関連）

（単位：円）

区分	種類	前期 (2023年1月13日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,118,437,000	—	3,129,600,000	11,163,000
合計		3,118,437,000	—	3,129,600,000	11,163,000

（単位：円）

区分	種類	当期 (2024年1月15日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	2,905,843,600	—	3,060,000,000	154,156,400
合計		2,905,843,600	—	3,060,000,000	154,156,400

（注）1. 時価の算定方法

計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2022年1月14日 至 2023年1月13日)	当期 (自 2023年1月14日 至 2024年1月15日)
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

前期 (2023年1月13日現在)	当期 (2024年1月15日現在)
1口当たり純資産額 1.8768円 (1万口当たり純資産額 18,768円)	1口当たり純資産額 2.5928円 (1万口当たり純資産額 25,928円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株式数（株）	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ニッスイ	45,000	798.30	35,923,500	
I N P E X	18,000	2,050.00	36,900,000	
コムシスホールディングス	45,000	3,308.00	148,860,000	
大成建設	9,000	5,396.00	48,564,000	
大林組	45,000	1,345.00	60,525,000	
清水建設	45,000	1,006.00	45,270,000	
長谷工コーポレーション	9,000	1,974.50	17,770,500	
鹿島建設	22,500	2,597.00	58,432,500	
大和ハウス工業	45,000	4,567.00	205,515,000	
積水ハウス	45,000	3,368.00	151,560,000	
日揮ホールディングス	45,000	1,773.00	79,785,000	
日清製粉グループ本社	45,000	2,052.00	92,340,000	
明治ホールディングス	18,000	3,554.00	63,972,000	
日本ハム	22,500	4,920.00	110,700,000	
サッポロホールディングス	9,000	7,099.00	63,891,000	
アサヒグループホールディングス	45,000	5,715.00	257,175,000	
キリンホールディングス	45,000	2,136.00	96,120,000	
宝ホールディングス	45,000	1,278.00	57,510,000	
キッコーマン	45,000	9,559.00	430,155,000	
味の素	45,000	5,871.00	264,195,000	
ニチレイ	22,500	3,604.00	81,090,000	
日本たばこ産業	45,000	3,828.00	172,260,000	
帝人	9,000	1,378.50	12,406,500	
東レ	45,000	745.80	33,561,000	
王子ホールディングス	45,000	586.30	26,383,500	
日本製紙	4,500	1,318.00	5,931,000	
クラレ	45,000	1,504.50	67,702,500	
旭化成	45,000	1,111.00	49,995,000	
レゾナック・ホールディングス	4,500	2,967.00	13,351,500	
住友化学	45,000	358.70	16,141,500	
日産化学	45,000	6,133.00	275,985,000	
東ソー	22,500	1,969.50	44,313,750	
トクヤマ	9,000	2,474.50	22,270,500	
デンカ	9,000	2,566.50	23,098,500	
信越化学工業	225,000	5,945.00	1,337,625,000	
三井化学	9,000	4,441.00	39,969,000	
三菱ケミカルグループ	22,500	905.80	20,380,500	
U B E	4,500	2,410.00	10,845,000	
花王	45,000	5,963.00	268,335,000	

D I C	4,500	2,663.50	11,985,750	
富士フイルムホールディングス	45,000	9,224.00	415,080,000	
資生堂	45,000	4,128.00	185,760,000	
日東電工	45,000	11,300.00	508,500,000	
協和キリン	45,000	2,462.50	110,812,500	
武田薬品工業	45,000	4,409.00	198,405,000	
アステラス製薬	225,000	1,757.50	395,437,500	
住友ファーマ	45,000	497.00	22,365,000	
塩野義製薬	45,000	7,298.00	328,410,000	
中外製薬	135,000	5,935.00	801,225,000	
エーザイ	45,000	7,534.00	339,030,000	
第一三共	135,000	4,520.00	610,200,000	
大塚ホールディングス	45,000	5,905.00	265,725,000	
出光興産	90,000	827.50	74,475,000	
ENEOSホールディングス	45,000	609.50	27,427,500	
横浜ゴム	22,500	3,405.00	76,612,500	
ブリヂストン	45,000	6,067.00	273,015,000	
A G C	9,000	5,363.00	48,267,000	
日本電気硝子	13,500	3,166.00	42,741,000	
住友大阪セメント	4,500	3,780.00	17,010,000	
太平洋セメント	4,500	3,030.00	13,635,000	
東海カーボン	45,000	1,039.50	46,777,500	
T O T O	22,500	3,875.00	87,187,500	
日本碍子	45,000	1,784.50	80,302,500	
日本製鉄	4,500	3,427.00	15,421,500	
神戸製鋼所	4,500	1,959.00	8,815,500	
J F Eホールディングス	4,500	2,303.00	10,363,500	
大平洋金属	4,500	1,223.00	5,503,500	
三井金属鉱業	4,500	4,730.00	21,285,000	
三菱マテリアル	4,500	2,643.50	11,895,750	
住友金属鉱山	22,500	4,258.00	95,805,000	
DOWAホールディングス	9,000	5,303.00	47,727,000	
古河電気工業	4,500	2,371.00	10,669,500	
住友電気工業	45,000	1,915.00	86,175,000	
フジクラ	45,000	1,143.00	51,435,000	
SUMCO	4,500	2,309.50	10,392,750	
日本製鋼所	9,000	2,465.00	22,185,000	
オークマ	9,000	6,392.00	57,528,000	
アマダ	45,000	1,610.00	72,450,000	
SMC	4,500	84,480.00	380,160,000	
小松製作所	45,000	3,910.00	175,950,000	
住友重機械工業	9,000	3,633.00	32,697,000	
日立建機	45,000	4,004.00	180,180,000	
クボタ	45,000	2,216.00	99,720,000	
荏原製作所	9,000	8,989.00	80,901,000	

ダイキン工業	45,000	24,385.00	1,097,325,000	
日本精工	45,000	799.40	35,973,000	
NTN	45,000	273.60	12,312,000	
ジェイテクト	45,000	1,288.50	57,982,500	
日立造船	9,000	938.00	8,442,000	
三菱重工業	4,500	9,545.00	42,952,500	
I H I	4,500	2,835.00	12,757,500	
コニカミノルタ	45,000	427.40	19,233,000	
ミネベアミツミ	45,000	2,982.50	134,212,500	
日立製作所	9,000	11,385.00	102,465,000	
三菱電機	45,000	2,154.00	96,930,000	
富士電機	9,000	6,350.00	57,150,000	
安川電機	45,000	6,065.00	272,925,000	
ニデック	36,000	5,937.00	213,732,000	
オムロン	45,000	6,882.00	309,690,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	9,000	2,084.50	18,760,500	
日本電気	4,500	9,109.00	40,990,500	
富士通	4,500	20,740.00	93,330,000	
ルネサスエレクトロニクス	45,000	2,461.50	110,767,500	
セイコーエプソン	90,000	2,251.00	202,590,000	
パナソニック ホールディングス	45,000	1,417.00	63,765,000	
シャープ	45,000	1,068.00	48,060,000	
ソニーグループ	45,000	14,520.00	653,400,000	
TDK	135,000	7,182.00	969,570,000	
アルプスアルパイン	45,000	1,270.50	57,172,500	
横河電機	45,000	2,983.00	134,235,000	
アドバンテスト	360,000	5,134.00	1,848,240,000	
キーエンス	4,500	67,370.00	303,165,000	
レーザーテック	18,000	35,180.00	633,240,000	
カシオ計算機	45,000	1,274.00	57,330,000	
ファナック	225,000	4,416.00	993,600,000	
京セラ	360,000	2,226.50	801,540,000	
太陽誘電	45,000	3,653.00	164,385,000	
村田製作所	108,000	3,032.00	327,456,000	
S C R E E Nホールディングス	18,000	12,720.00	228,960,000	
キヤノン	67,500	3,825.00	258,187,500	
リコー	45,000	1,202.00	54,090,000	
東京エレクトロン	135,000	26,245.00	3,543,075,000	
デンソー	180,000	2,263.00	407,340,000	
川崎重工業	4,500	3,286.00	14,787,000	
日産自動車	45,000	568.70	25,591,500	
いすゞ自動車	22,500	1,983.50	44,628,750	
トヨタ自動車	225,000	2,861.00	643,725,000	
日野自動車	45,000	498.60	22,437,000	
三菱自動車工業	4,500	466.70	2,100,150	

マツダ	9,000	1,674.50	15,070,500	
本田技研工業	270,000	1,558.50	420,795,000	
スズキ	45,000	6,469.00	291,105,000	
S U B A R U	45,000	2,851.00	128,295,000	
ヤマハ発動機	135,000	1,342.50	181,237,500	
テルモ	180,000	5,072.00	912,960,000	
ニコン	45,000	1,463.50	65,857,500	
オリンパス	180,000	2,260.50	406,890,000	
H O Y A	22,500	18,060.00	406,350,000	
シチズン時計	45,000	914.00	41,130,000	
バンダイナムコホールディングス	135,000	3,044.00	410,940,000	
T O P P A Nホールディングス	22,500	4,251.00	95,647,500	
大日本印刷	22,500	4,407.00	99,157,500	
ヤマハ	45,000	3,463.00	155,835,000	
任天堂	45,000	8,199.00	368,955,000	
東京電力ホールディングス	4,500	827.80	3,725,100	
中部電力	4,500	1,967.50	8,853,750	
関西電力	4,500	2,032.50	9,146,250	
東京瓦斯	9,000	3,524.00	31,716,000	
大阪瓦斯	9,000	3,205.00	28,845,000	
東武鉄道	9,000	4,108.00	36,972,000	
東急	22,500	1,794.50	40,376,250	
小田急電鉄	22,500	2,353.50	52,953,750	
京王電鉄	9,000	4,626.00	41,634,000	
京成電鉄	22,500	7,269.00	163,552,500	
東日本旅客鉄道	4,500	8,521.00	38,344,500	
西日本旅客鉄道	4,500	6,169.00	27,760,500	
東海旅客鉄道	22,500	3,758.00	84,555,000	
ヤマトホールディングス	45,000	2,659.00	119,655,000	
N I P P O N E X P R E S Sホールディングス	4,500	8,702.00	39,159,000	
日本郵船	13,500	4,910.00	66,285,000	
商船三井	13,500	5,067.00	68,404,500	
川崎汽船	13,500	7,121.00	96,133,500	
日本航空	45,000	2,807.00	126,315,000	
A N Aホールディングス	4,500	3,178.00	14,301,000	
三菱倉庫	22,500	4,680.00	105,300,000	
ネクソン	90,000	2,696.50	242,685,000	
メルカリ	45,000	2,535.00	114,075,000	
L I N Eヤフー	18,000	485.10	8,731,800	
トレンドマイクロ	45,000	8,296.00	373,320,000	
日本電信電話	450,000	186.00	83,700,000	
K D D I	270,000	4,993.00	1,348,110,000	
ソフトバンク	45,000	1,916.00	86,220,000	
東宝	4,500	5,012.00	22,554,000	

NTTデータグループ	225,000	2,204.50	496,012,500	
コナミグループ	45,000	8,639.00	388,755,000	
ソフトバンクグループ	270,000	6,433.00	1,736,910,000	
双日	4,500	3,409.00	15,340,500	
伊藤忠商事	45,000	6,710.00	301,950,000	
丸紅	45,000	2,464.50	110,902,500	
豊田通商	45,000	9,676.00	435,420,000	
三井物産	45,000	5,968.00	268,560,000	
住友商事	45,000	3,357.00	151,065,000	
三菱商事	135,000	2,464.00	332,640,000	
J. フロント リテイリング	22,500	1,373.50	30,903,750	
三越伊勢丹ホールディングス	45,000	1,738.00	78,210,000	
セブン&アイ・ホールディングス	45,000	5,809.00	261,405,000	
高島屋	22,500	2,088.00	46,980,000	
丸井グループ	45,000	2,467.50	111,037,500	
イオン	45,000	3,371.00	151,695,000	
ニトリホールディングス	13,500	19,125.00	258,187,500	
ファーストリテイリング	135,000	39,470.00	5,328,450,000	
しずおかフィナンシャルグループ	45,000	1,286.00	57,870,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	45,000	683.90	30,775,500	
あおぞら銀行	4,500	3,188.00	14,346,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	45,000	1,293.50	58,207,500	
りそなホールディングス	4,500	758.80	3,414,600	
三井住友トラスト・ホールディングス	9,000	2,936.50	26,428,500	
三井住友フィナンシャルグループ	4,500	7,350.00	33,075,000	
千葉銀行	45,000	1,080.00	48,600,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	9,000	3,435.00	30,915,000	
みずほフィナンシャルグループ	4,500	2,567.50	11,553,750	
大和証券グループ本社	45,000	1,069.50	48,127,500	
野村ホールディングス	45,000	724.20	32,589,000	
SOMPOホールディングス	9,000	7,454.00	67,086,000	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	13,500	5,900.00	79,650,000	
第一生命ホールディングス	4,500	3,146.00	14,157,000	
東京海上ホールディングス	67,500	3,794.00	256,095,000	
T&Dホールディングス	9,000	2,404.00	21,636,000	
クレディセゾン	45,000	2,767.00	124,515,000	
オリックス	45,000	2,825.00	127,125,000	
日本取引所グループ	45,000	3,280.00	147,600,000	
東急不動産ホールディングス	45,000	1,018.00	45,810,000	
三井不動産	45,000	3,752.00	168,840,000	
三菱地所	45,000	2,180.50	98,122,500	
東京建物	22,500	2,302.00	51,795,000	
住友不動産	45,000	4,532.00	203,940,000	
エムスリー	108,000	2,365.00	255,420,000	

ディー・エヌ・エー	13,500	1,549.00	20,911,500	
電通グループ	45,000	3,946.00	177,570,000	
オリエンタルランド	45,000	5,534.00	249,030,000	
サイバーエージェント	36,000	892.30	32,122,800	
楽天グループ	45,000	651.40	29,313,000	
リクルートホールディングス	135,000	6,286.00	848,610,000	
日本郵政	45,000	1,343.00	60,435,000	
セコム	45,000	11,245.00	506,025,000	
合計	11,038,500		48,514,799,700	

- ② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2024年1月31日現在）

I 資産総額	55,595,082,103 円
II 負債総額	779,634,825 円
III 純資産総額（I－II）	54,815,447,278 円
IV 発行済数量	20,926,389,948 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6194 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者名簿
該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

2) 上記1)の申請のある場合には、上記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

3) 上記1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名および取締役社長1名を選定し、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

① 商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

② 運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

③ コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

※上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2024年1月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	103	927,291
単位型公社債投資信託	31	75,286
単位型株式投資信託	80	157,824
合計	214	1,160,402

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条および第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表ならびに中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査および中間監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		7,486,067		8,096,631
前払費用			27,313		36,097
未収入金			1,045		-
未収委託者報酬			572,846		684,094
未収運用受託報酬	*2		8,285		8,342
未収収益			12		13
その他の流動資産			6,110		5,263
流動資産計			8,101,681		8,830,443
固定資産					
有形固定資産	*1		103,051		91,563
建物		76,506		68,621	
器具備品		26,545		22,941	
無形固定資産			49,778		43,991
ソフトウェア		48,287		42,579	
電話加入権		959		959	
その他		530		451	
投資その他の資産			44,398		43,197
投資有価証券		676		3,724	
長期前払費用		2,074		825	
繰延税金資産		41,646		38,647	
固定資産計			197,227		178,752
資産合計			8,298,909		9,009,195

		前事業年度 (2022年3月31日現在)		当事業年度 (2023年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			427,644		486,155
未払手数料	*2	353,955		412,521	
その他未払金		73,689		73,634	
未払法人税等			217,075		151,940
未払消費税等			49,120		38,253
未払事業所税			2,157		2,241
賞与引当金			84,794		84,622
その他の流動負債			4,125		4,551
流動負債計			784,917		767,765
固定負債					
退職給付引当金			141,018		147,286
役員退職慰労引当金			28,302		37,727
固定負債計			169,320		185,013
負債合計			954,237		952,779
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			7,344,548		8,056,260
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			7,144,548		7,856,260
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		7,142,548		7,854,260	
別途積立金		6,210,000		6,990,000	
繰越利益剰余金		932,548		864,260	
評価・換算差額等			122		155
その他有価証券評価差額金			122		155
純資産合計			7,344,671		8,056,416
負債・純資産合計			8,298,909		9,009,195

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日		当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			5,745,722		5,878,713
運用受託報酬	*1		125,440		117,575
営業収益計			5,871,163		5,996,289
営業費用					
支払手数料	*1		2,827,107		2,900,890
広告宣伝費			38,844		59,825
調査費			719,301		780,767
調査研究費		494,049		559,786	
委託調査費		225,252		220,980	
営業雑経費			69,306		71,717
印刷費		59,716		61,913	
郵便料		151		109	
電信電話料		4,750		4,834	
協会費		4,687		4,860	
営業費用計			3,654,560		3,813,200
一般管理費					
給料			649,835		678,964
役員報酬		62,899		62,899	
給料・手当		427,106		452,557	
賞与		66,091		65,183	
法定福利費		88,426		92,930	
福利厚生費		5,311		5,392	
賞与引当金繰入			84,794		84,622
退職給付費用			69,495		75,930
役員退職慰労引当金繰入			10,947		9,425
交際費			1,233		2,777
旅費交通費			1,417		6,235
租税公課			25,175		24,607
不動産賃借料			62,794		62,890
固定資産減価償却費			27,295		30,126
諸経費			151,092		168,648
一般管理費計			1,084,081		1,144,227
営業利益			1,132,522		1,038,861
営業外収益					
受取利息	*1		80		86
その他営業外収益			404		334
営業外収益計			484		421
営業外費用					
投資有価証券償還損			541		-
雑損失			1,357		1,646
営業外費用計			1,899		1,646
経常利益			1,131,106		1,037,636

		前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日		当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			6,910		3,250
特別損失計			6,910		3,250
税引前当期純利益			1,124,196		1,034,385
法人税、住民税および事業税			355,435		319,688
法人税等調整額			△5,332		2,984
当期純利益			774,094		711,712

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	5,560,000	808,454	6,370,454	6,570,454
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	650,000	△650,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	774,094	774,094	774,094
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	650,000	124,094	774,094	774,094
当期末残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△156	△156	6,570,298
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	774,094
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	278	278	278
当期変動額合計	278	278	774,372
当期末残高	122	122	7,344,671

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,210,000	932,548	7,144,548	7,344,548
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	780,000	△780,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	711,712	711,712	711,712
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	780,000	△68,287	711,712	711,712
当期末残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	122	122	7,344,671
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	711,712
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	33	33	33
当期変動額合計	33	33	711,745
当期末残高	155	155	8,056,416

重要な会計方針

	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
1.有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4.収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これによる当財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

＊１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
建 物	76,762千円	81,193千円
器具備品	39,961千円	41,919千円

＊２ 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
普通預金	6,300,936千円	6,939,485千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	3,150千円	2,252千円
未払手数料	169,395千円	195,316千円

(損益計算書関係)

＊１ 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
運用受託報酬	116,149千円	103,058千円
受取利息	77千円	84千円
支払手数料	2,271,960千円	2,285,492千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	676	676	—
合計	676	676	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

投資有価証券：投資信託は、基準価額によっております。

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
（1）預金	7,485,714	7,485,714	—
（2）未収委託者報酬	572,846	572,846	—
（3）未収運用受託報酬	8,285	8,285	—
合計	8,066,845	8,066,845	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,724	3,724	—
合計	3,724	3,724	—

(注1) 上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1) 預金	8,096,294	8,096,294	—
(2) 未収委託者報酬	684,094	684,094	—
(3) 未収運用受託報酬	8,342	8,342	—
合計	8,788,731	8,788,731	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	3,724	—	3,724
合計	—	3,724	—	3,724

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	676	500	176
小計	676	500	176
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
合計	676	500	176

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,729	2,500	229
小計	2,729	2,500	229
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	994	1,000	△5
小計	994	1,000	△5
合計	3,724	3,500	224

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日
委託者報酬	5,745,722
運用受託報酬	125,440
合計	5,871,163

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
委託者報酬	5,878,713
運用受託報酬	117,575
合計	5,996,289

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	120,397	141,018
退職給付費用	20,620	18,504
退職給付の支払額	—	△12,235
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	141,018	147,286

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	141,018	147,286
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,018	147,286
退職給付引当金	141,018	147,286
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141,018	147,286

(3) 退職給付費用

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	20,620	18,504

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 46,591千円、当事業年度 48,840千円であります。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
(1) 直近の積立状況に関する事項	(2021年3月31日現在)	(2022年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,732,930,232	1,740,569,136
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,817,887,929	1,807,426,438
差引額	<u>△84,957,696</u>	<u>△66,857,301</u>
(2) 掛金に占める当社の拠出割合	(2021年3月分) 0.0950%	(2022年3月分) 0.1000%
(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高178,469,134千円および年金財政計算上の別途積立金93,511,437千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高162,618,026千円および年金財政計算上の別途積立金95,760,724千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日現在)	当事業年度 (2023年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	25,963	25,911
役員退職慰労引当金	8,666	11,552
退職給付引当金繰入限度超過額	43,179	45,099
未払事業税	11,209	8,233
未払事業所税	660	686
その他	3,866	3,884
繰延税金資産 小計	93,546	95,367
評価性引当額	△51,845	△56,651
繰延税金資産 合計	41,700	38,715
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	△54	△68
繰延税金負債 合計	△54	△68
繰延税金資産の純額	41,646	38,647

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	116,149

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	103,058

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社	信金中央 金庫	東京都 中央区	690,998 百万円	信用金庫 連合会事業	直接 (被所有) 100%	兼任1人	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託 の代行手 数料 運用受託 報酬 出向者 人件費 事務所 賃借料	2,271,960 千円 116,149 千円 48,246 千円 49,958 千円	未払 手数料	169,395 千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金 または 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	しんきん 証券株式 会社	東京都 中央区	20,000 百万円	証券業	—	なし	証券投資信 託受益証券 の募集販売	投資信託の 代行手数料	520,398 千円	未払 手数料	108,687 千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,285,492千円 103,058千円 49,336千円 49,958千円	未払手数料	195,316千円

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	585,259千円	未払手数料	137,270千円

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
1株当たり純資産額	1,836,167円82銭	2,014,104円10銭
1株当たり当期純利益金額	193,523円54銭	177,928円 2銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日	当事業年度 自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日
当期純利益金額	774,094千円	711,712千円
普通株主に帰属しない金額	一千円	一千円
普通株式に係る当期純利益金額	774,094千円	711,712千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		8,399,243
前払費用		65,997
未収委託者報酬		687,756
未収運用受託報酬		11,847
その他の流動資産		4,339
流動資産計		9,169,184
固定資産		
有形固定資産 ※ 1		100,103
建物	66,477	
器具備品	33,625	
無形固定資産		37,556
ソフトウェア	36,183	
電話加入権	959	
その他	412	
投資その他の資産		39,720
投資有価証券	3,827	
長期前払費用	1,405	
繰延税金資産	34,487	
固定資産計		177,379
資産合計		9,346,564

当中間会計期間末 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		517,052
未払手数料	426,441	
その他未払金	90,610	
未払法人税等		139,057
未払消費税等		33,051
未払事業所税		1,206
前受収益		35,433
賞与引当金		74,541
その他の流動負債		4,956
流動負債計		805,299
固定負債		
退職給付引当金		147,108
役員退職慰労引当金		12,718
固定負債計		159,826
負債合計		965,126
(純資産の部)		
株主資本		8,381,210
資本金		200,000
利益剰余金		8,181,210
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	8,179,210	
別途積立金	7,700,000	
繰越利益剰余金	479,210	
評価・換算差額等		227
その他有価証券評価差額金	227	
純資産合計		8,381,438
負債・純資産合計		9,346,564

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		2,930,152
運用受託報酬		55,588
営業収益計		2,985,741
営業費用		
支払手数料		1,442,465
広告宣伝費		16,910
調査費		423,701
調査研究費	297,436	
委託調査費	126,264	
営業雑経費		35,950
印刷費	30,767	
郵便料	61	
電信電話料	2,589	
協会費	2,532	
営業費用計		1,919,027
一般管理費		
給料		341,411
役員報酬	31,717	
給料・手当	250,070	
賞与	1,667	
法定福利費	55,115	
福利厚生費	2,840	
賞与引当金繰入		74,459
退職給付費用		40,315
役員退職慰労引当金繰入		7,224
交際費		2,087
旅費交通費		4,416
租税公課		12,265
不動産賃借料		31,610
固定資産減価償却費 ※ 1		13,527
諸経費		80,897
一般管理費計		608,215
営業利益		458,498

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業外収益		
受取利息		45
その他営業外収益		273
営業外収益計		319
営業外費用		
雑損失		600
営業外費用計		600
経常利益		458,216
税引前中間純利益		458,216
法人税、住民税および事業税		129,139
法人税等調整額		4,127
中間純利益		324,950

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260
当中間期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	710,000	△710,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	324,950	324,950	324,950
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	710,000	△385,049	324,950	324,950
当中間期末残高	200,000	2,000	7,700,000	479,210	8,181,210	8,381,210

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	155	155	8,056,416
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
中間純利益	—	—	324,950
株主資本以外の項目の当中間期変 動額（純額）	71	71	71
当中間期変動額合計	71	71	325,021
当中間期末残高	227	227	8,381,438

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 投資信託は、中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. 収益および費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 2023年9月30日	
＊ 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	83,554千円
	器具備品	44,408千円

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
＊ 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,092千円
	無形固定資産	6,435千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2023年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	3,827	3,827	—
合計	3,827	3,827	—

（注）上記表中の投資有価証券の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、全額投資信託に関するものであります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	3,827	—	3,827
合計	—	3,827	—	3,827

（2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2023年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	2,469	2,000	469
小計	2,469	2,000	469
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	1,357	1,500	△142
小計	1,357	1,500	△142
合計	3,827	3,500	327

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日		
委託者報酬	2,930,152	千円
運用受託報酬	55,588	千円
合計	2,985,741	千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	55,588

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日	
1株当たり純資産額	2,095,359円50銭
1株当たり中間純利益	81,237円56銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載 していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	324,950千円
普通株主に帰属しない金額	— 千円
普通株式に係る中間純利益	324,950千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

2023年6月20日付で、取締役会長を新たに選定する定款の変更を行いました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1－(1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)（販売会社）

(2) 資本の額（出資の総額） 690,998百万円（2023年3月末現在）

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2－(1) 名称

しんきん証券株式会社（金融商品取引業者）（販売会社）

(2) 資本の額

20,000百万円（2023年3月末現在）

(3) 事業の内容

金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。

3－(1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本の額 324,279百万円（2023年3月末現在）

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本の額 10,000百万円（2023年3月末現在）

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫、しんきん証券株式会社（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関および金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【参考情報】

当計算期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書 | 2023年4月7日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券届出書 | 2023年4月7日
2023年10月6日
関東財務局長に提出 |
| (3) 半期報告書 | 2023年10月6日
関東財務局長に提出 |

独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんインデックスファンド225の2023年1月14日から2024年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんインデックスファンド225の2024年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月15日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 岩崎 裕男

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用

は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。